

【6.6.0.13】商標調査における共通事項－出願前調査

商標出願を予定している商標がすでに第三者により登録されていた場合、商標権を取ることはできない。そこで、出願予定商標に関する先行例調査をすることで、登録の大きな障害となり得る先行例の存在を事前に察知することができる。同一または明らかに類似と判断できる先行例を見つけた際には、出願候補の変更や先行権者との先行権譲渡の交渉等の選択が考えられる。

1) 基礎知識・準備編

海外商標を対象に出願前調査を行う場合、検索項目としては商標を構成する文字要素、「標章の図形要素の細分化ウィーン分類（以下、図形等分類（ウィーン分類））」、「標章の登録のための商品およびサービスの国際分類（以下、国際分類（ニース分類））」等を指定する方法、これらを組み合わせる方法などがある。

どのような国際分類（ニース分類）で検索したら良いかわからない場合には、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「特許情報プラットフォーム J-PlatPat」の商標 6.商品・役務名検索を利用して使用や出願を検討している指定商品や指定役務を検索し、HIT した国際分類（ニース分類）の中で関連度が高い分類を選択するという方法がある。図形等分類（ウィーン分類）については、J-PlatPat の商標 5. 図形等分類表を利用して、図形等分類（ウィーン分類）を特定することができる。

Point

出願しようとする商標と同一もしくは類似性が高い商標を見つけることが求められている。国際分類（ニース分類）や図形等分類（ウィーン分類）などを利用すれば、効率的に調査できる。